

# 国際経済と国際金融(下)

——貨幣金融経済研究(その2)——

吉田 賢一

International Economies and International Money and Banking (conclusion)

— An Inquiry into the Monetary and Financial Economies (II) —

YOSHIDA Ken'ichi

## 目 次

第1節 外国貿易の必然性

第2節 国際収支の構造

第3節 国際経済の動態

第4節 貨幣の国際的役割 ..... 以上, 第37-1号

第5節 国際金融機構の変遷

1 古典的金本位制度(金貨本位制度)

2 再建金本位制度(金地金本位制度)

3 国際金本位制度の崩壊

: ブロック経済圏の成立 ..... 以上, 第37-2号

4 ブレトン・ウッズ体制(旧IMF体制)の生成と発展 ..... 以下, 第38-1号

5 ブレトン・ウッズ体制の崩壊

: 固定為替相場制度から変動為替相場制度への移行

第6節 変動為替相場制度と市場金価格

— 管理通貨制度下における為替相場と価格標準の一般的な関係

## 4 ブレトン・ウッズ体制(旧IMF体制)の生成と発展

日本資本主義の帝国主義的躍進は日清戦争(1894=明治27年~1895=同28年)をもってはじまる。その内包的・外延的展開は、さらに日露戦争(1904=明治37年~1905=同38年)および第一次世界大戦(1914=大正3年~1918=同7年)の勝利国としての過信に裏打ちされ、ますます加速していく。特に第一次大戦は、明治以来の慢性的外貨不足に悩んできた

日本にとってまさに干天の慈雨、天恵神佑に比すべきものでさえあった。日本は、参戦諸国に大量の軍需品を供給したことにくわえ、活況を呈するアメリカからの旺盛な需要、さらには東・南方諸国への輸出が欧州交戦国からシフトして増加したことなどにより、大量の外貨を獲得することになったからである。極東に位置する傍観者的戦勝国の対外準備は、膨大な既存債務を帳消ししても余りあるほど巨額であった。しかしながら、「冒険的帝国主義」(レニン)とさえ揶揄される日本の行動は、増長以外の何ものでもなかった。

宿命的ともいえる転換点がおとずれたのは大戦終結の翌々年、1920(大正9)年のことであった。いわゆる尼港事件(3月12日)を契機とした株価暴落(15日)に端を発する激甚な恐慌、すなわち成金の大戦景気の反動としての戦後恐慌の開始である。翌16日から2日間、東京株式市場が、4月7日には株価の再暴落を機に、東西市場が12日まで立合を休止した。14になると株式市場の形勢は一段と悪化しましたもや立合を停止、全国の株式取引所は5月9日まで休会となった。この「事件」以降も、銀行恐慌、金融恐慌、昭和恐慌といった一連の災難が日本国家に降りかかることになる。それだけではない。天すら見限ったかのように、未曾有の大震災が関東全域を襲い帝都東京は壊滅、3年後の1926(大正15)年には大正天皇が若くして崩御した。しかし何よりも決定的なとなったのは、29年10月の世界恐慌(いわゆるKing Kong、世界経済恐慌ともいう)が翌年日本に上陸して転態したところの昭和恐慌であった。日本がその脱出策として採用したのは、国家総動員体制としての軍国主義、さらなる帝国主義的膨張政策であった。しかしながら、真珠湾奇襲(1941=昭和16年12月8日)を機に陸軍主導の西方戦線から海軍主導の東方戦線へと転化・拡大した戦況は、日本の内情をひたすら悪化させていった。経済的疲弊と政治的孤立化を背景とした自虐的ともいえるその行為は、1945(昭和20)年8月15日のポツダム宣言受諾・無条件降伏によってようやく終止符を打たれる。日本は維新以来の近代的蓄積物を、ほとんどすべて失うことになった。

前述の戦後恐慌は、日清戦争の勝利(1895年)から第2次大戦の敗北(1945年)にいたる50年の歴史において、正確にその中央に位置するものである。前半の上昇(躍進)局面と後半の下降(転落)局面は、まるで計ったような対照性をなしている。日本は戦後恐慌を境として、第1次大戦終結まで四半世紀をかけて蓄積した富を、第2次大戦終結までの四半世紀という、まさに同一の期間において喰いつぶしたのである。このことは、金・外貨準備高の動向にも反映されている(第8表)。それがもっとも増大したのは戦後恐慌発生の年であった。1,633トンは、日露戦争が終結した1905(明治38)年の4.5倍(年平均増加率23.7%)に当たるが、第1次大戦開始年である1914(大正3)年と比較すれば、わずか6年で6.4倍という驚異的な増加であった(年平均増加率90.1%)。しかしその後、日本の金・外貨保有量は急速かついちじるしい減少過程をたどっていった。それは満州事変の年(1931=昭和6年)以降、あたかも古巣に戻ろうとでもするかのように、日露戦争当時の水準へと復調・急接近していく。資源に恵まれない日本をして、上記のような宿痾の帝国主義的行動に駆りたてていたのは、世界貨幣金およびその代理物たる外貨への飽くなき渴望、その枯渇に対する飢餓意識と

も称すべき危機・恐怖感なのであった。

第8表 日本（政府・日銀）の金・外貨準備高の推移（純金換算）

年	国内	海外	合計	年	月日	国内	海外	合計
1905(明治38)	27	331	359	1923(大正12)		906	333	1,239
06( 39)	40	330	371	24( 13)		881	244	1,125
07( 40)	33	300	333	25( 14)		866	192	1,059
08( 41)	46	247	293	26(昭和1)		845	172	1,018
09( 42)	87	246	344	27( 2)		815	139	955
1910( 43)	101	252	353	28( 3)		813	85	899
11( 44)	99	173	273	29( 4)	6·30	815	62	877
12(大正1)	102	161	263	29( 4)	11·21	814	164	979
13( 2)	97	184	282	29( 4)	年末	816	191	1,007
14( 3)	96	159	255	1930( 5)	1·10	816	191	1,008
15( 4)	102	284	387	30( 5)	6·30	653	153	807
16( 5)	170	365	535	30( 5)	年末	619	100	719
17( 6)	346	482	828	31( 6)		352	65	417
18( 7)	339	851	1,190	32( 7)		332	83	415
19( 8)	526	1,007	1,533	33( 8)		342	28	371
1920( 9)	837	796	1,633	34( 9)		349	21	371
21( 10)	918	641	1,560	35( 10)		378	20	398
22( 11)	911	461	1,372	36( 11)		411	21	432

資料：前掲、鯖田『金（ゴールド）が語る20世紀』85頁、112頁、177頁、199頁、228頁に掲載の表による。

注：鯖田氏作成の表はキログラム単位であるが、便宜上100キロ以下を切り捨ててトン単位とした。したがって国内分と海外分の和は、かならずしも合計額と一致しない。

つぎに問われなければならないのは、戦後世界がこうしたモノとカネに関する問題、すなわち世界貿易と国際通貨の問題をどのように処理・解決したか、である。

第2次世界大戦中の1942（昭和17）年ごろから、イギリスとアメリカを中心に戦後の経済復興プランが練られはじめ、戦後国際通貨体制についての立案作業が進められた。ブロック経済が対外強硬外交としての戦争へと転化した苦い経験から、戦後の国際秩序は、各国に固有の利害を超えた国際的な協調関係のなかで保たれるべきだとの機運が高まったためであった。こうして、国際的な通貨制度の設立についての独自の協議が重ねられることになった。俎上にのったのは以下の3つの案であるが、尖鋭な対立関係に立ちつつ主軸をなしたのは1)のケインズ案と2)のホワイト案であった。

- 1) 新国際通貨バンコール（bancor）を設定し超国家的な世界中央銀行を創設することを提唱したイギリスの「国際清算同盟案（Proposal for an International Clearing Union）」——43年3月発表、提唱者ケインズ（John Maynard Keynes, 1883-1946）の名をとって通称「ケインズ案」という。

- 2) 新国際計算単位ユニタス (unitas) の創設によってアメリカを主導とする超国家機関の設立を提唱したアメリカの「連合国為替安定基金案 (Proposal for an United and Associated Nations' Stabilization Fund)」——43年4月発表、提唱者ホワイト (Harry Dexter White, 1892-1948) の名をとて通称「ホワイト案」という。
- 3) 「両案の妥協をはかって……カナダ政府から発表された国際為替同盟案 (Proposal for an International Exchange Union)」<sup>74)</sup> ——43年7月発表。

イギリスが激しく抵抗したのにはもっともな理由がある。ホワイト案は、まさに大国アメリカの専一的主導を与件とするような案であり、ユニタスも、新たな「国際計算単位 (international unit of account)」と銘打たれていたものの、実態的にはアメリカドル (U. S. dollar) そのものであって、純粋な1国民通貨の単なる別名としかいいようのない代物であった。しかし後者のケインズ案は、前者とはまったく内容を異にしていた。それはホワイト案の裏返しとしての、イギリスの専一的主導を自明の与件とするような案でないのはもちろん、英米2国の主導を前提とする案でもない。ケインズの念頭にあったことを牽強付会的にいえば、イギリスにはもはや世界経済をリードしうる力量はない、それを有するのはアメリカであるが、そうかといってアメリカのみに主導国の地位を与えるのも旧覇権国イギリスとして支持しがたいということ、いうなればジョンブル的プライドに他ならない。ケインズ案の狙いは、全加盟国の政治経済レベルを完全に超越した「世界中央銀行 (World Central Bank)」を創設し、この超国家機関 (trans-national institution) のもと、イギリスはもちろんアメリカをも、自余の国々と同格・対等の1地方国家の位置に落としめること、に他ならない。ケインズの提唱する「国際清算同盟」はホワイトの「連合国為替安定基金」とはまったく異質の組織であり、またバンコールも「国際計算単位」という単なる名詞ではなく、現実に発行され世界市場をくまなく駆けめぐるところの、国際的流通手段としての紙製の「本券」(世界中央銀行券, banknotes issued by World Central Bank) であった。しかし経済・政治・軍事いずれの分野においても、力の差は歴然であった。それはとうてい、20世紀の覇権国となったアメリカの譲歩を引きだせるものではありえなかった。あえて語弊があることをいとわざにいえば、ケインズが呈したのは、イギリスによる「捨て身のダメ元案」だったのである。

アメリカ政府は1943(昭和18)年10月、「アメリカの専門家による連合国復興開発銀行案」を発表し、つづいて翌44年4月には、3案を「非公式の会議で数ヶ月にわたって検討」した連合国専門家によって、「国際通貨基金に関する専門家の共同声明」も発表された<sup>75)</sup>。この両案を討議すべく同年7月1日から、アメリカ合衆国ニュー・ハンプシャー (New Hampshire) 州のブレトン・ウッズ (Bretton Woods) において、ルーズベルト大統領の招請による連合国通貨金融会議が開催された。世にいうブレトン・ウッズ会議である。会議は結局、ホワイト案を若干修正した「国際通貨基金協定案」の採用を決定し、最終日の7月22日、『国際通貨基金協定 (IMF協定)』と『国際復興開発銀行協定 (IBRD協定)』のふたつの条文を付録として含む「最終議定書」を発表、ソ連を加えた44ヶ国の代表により満場一致で可決・調印され

るにいたった<sup>76)</sup>。この「連合国通貨金融會議議定書」がいわゆる『ブレトン・ウッズ協定(Bretton Woods Agreements)』である。IMF(International Monetary Fund)とIBRD(International Bank for Reconstruction and Development)<sup>77)</sup>というふたつの超国家機関が加盟35ヶ国の調印によって正式に成立したのは、『ブレトン・ウッズ協定』発効と同じ1945(昭和20)年12月のことであった。戦後の国際通貨体制は、一般に「ブレトン・ウッズ体制」または「IMF体制」と呼ばれるようになった。

『IMF協定』は、平価の変更はIMFの承認を得なければならない、と規定している。為替平価の変更(切り上げ“revaluation”，切り下げ“devaluation”)はあくまでも最終の手段であって、それにいたる前に、為替の安定のための資金が短期的に貸し付けられる仕組みである。もし加盟国の為替相場が平価をはさむ上下各1% (この基準を支持点“support point”という) のどちらかを超える恐れがある場合、それを阻止するために必要な資金(介入資金としての外貨)を供与し、加盟国中央銀行の市場介入によって、強権的に為替相場を支持点内に維持するのである。『IMF協定』上の支持点は上下各1%，合計2%であるが、加盟国に実際に義務づけられたのは、上下各0.75%，合計1.5%であった。日本がIMFに加盟した時点(1952=昭和27年5月29日)の平価、日米間1ドル=360円、日英間1ポンド=1,008円を例にとれば、平価と支持点の格差は前者で2円70銭(上下幅5円40銭)、後者でも7円56銭(同15円12銭)でしかなく、為替相場の許容範囲は実に狭隘であった(narrow band)。「固定為替相場制度(fixed exchange rate system)」と称された所以である。しかしこの呼称は、厳密には不正確であることを注意しておきたい。固定され完全に不動であったのは為替平価(exchange parity)としてのIMF平価(IMF parity)であって、為替相場(exchange rate)それ自体ではないからである。IMF体制は正確には《固定為替平価制度(fixed exchange parity system)》と称すべきものであり、外国為替制度(foreign exchange system)としては、IMF平価の上下各1%に《限定された変動為替相場制度(limited flexible exchange rate system)》といわなければならない。

加盟国によるIMFからの借り入れは、借入国が自国通貨をもって介入に必要な他の加盟国の国民通貨を買い取るという形をとる。また、借り入れの上限は、割り当て額であるクオータ(quota)の200%までである。クオータの絶対額は国によって異なるが、加盟国は25%を金で、残りの75%を自国通貨で払い込まなければならない。IMFから借り入れのために引き出される資金は、自国通貨以外の外貨または金そのものである場合がほとんどであるから、借り入れ限度が200%ということは、クオータの125%までは、自国通貨以外での引き出しが可能ということである。IMFはこれを25%ずつに5区分し、はじめの25%分をゴールド・トランシュ(gold tranche)、残りをクレディット・トランシュ(credit tranche、第1から第4クレディット・トランシュまで)と規定しているが、実際に無条件で引き出しが可能だったのは第2区分まで、すなわちゴールド・トランシュと第1クレディット・トランシュのみであった。IMF設立の目的は為替平価の競争的切り下げ(competative devaluation and counter-

devaluation) を排除し、為替相場の安定をはかることであった。採用される為替相場は当然、「固定」為替相場制度となる。『IMF協定』は、「加盟各国の通貨は共通尺度としての金、または1944年7月1日現在の量目および純分を有する合衆国ドルをもって表示しなければならない」ことを唱い、ドルの金平価は1934(昭和9)年成立の『金準備法』と同様、1ドル=金1／35トロイ・オンス(1ドル=0.8886706g)であった。

IMFは1947(昭和22)年3月より営業を開始したが、その初仕事はそれより前、各国の公定為替平価であるIMF平価を決定することであった。「1946年9月、IMFは加盟各国に1945年10月28日現在の為替相場を基礎とする各国通貨の平価を通知するよう要請した。その回答に基づいて同年12月18日に32か国の第一次平価を無調整のまま決定した。1ポンド=4.03ドルだった。当時、戦禍の跡は生々しく、為替相場の安定どころではなく、適正な平価の算出など望むべくもなかった。にもかかわらず、IMFが暫定平価の決定を急いだのは、混乱する国際的為替関係を一応秩序づけるためであった」<sup>78)</sup>。ブレトン・ウッズ体制が標榜したのは、貿易と為替の自由化であった。貿易の自由化は世界経済の拡大・発展につながるものであり、そのためには、各国通貨同士の交換である外国為替取引が自由・円滑におこなわれる必要があった。いわゆる通貨の交換性回復、戦争によってないのも同然となっていた各国通貨同士の交換関係を復活させることである。ドル以外の通貨が基軸通貨であるドルとの相互転換を実現することは、それらの通貨がドルを通じて、たとえ間接的にせよ金との結びつきを得ることを意味する。

最初に交換性を回復したのはポンド・スターリングであった(1947=昭和22年7月15日)。ところがポンドは、イギリスの復興が順調ではなかったことから、交換性回復後たちまちにして売り投機(ドル買い投機)にさらされ、当局の金・ドル準備は激減の一途をたどった。1949年9月18日には、以前から流れていた切り下げのうわさが現実のものとなった。イギリスは1ポンド=4.03ドルであった平価を2.80ドルとした。実に30.5%の思い切った切り下げ率であった。この時点で日本はまだIMF未加盟であるが、1ドル=360円の日米平価は4月末に決定済みであった。ポンドの円建て平価としては1ポンド=1,450円から1,008円への変更となる。ポンドの切り下げはまた、9月から10月にかけて、他の多くの国々の平価変更を引き起こすことになった<sup>79)</sup>。

時あたかも、西ドイツ(ドイツ連邦共和国、FRG)と西ベルリンを含む「西ヨーロッパ経済復興援助計画(European Recovery Program)」、世にいうマーシャル・プラン(Marshall Plan)が進行中であった(1948=昭和23年4月3日~51年6月30日)。全体の89%を贈与分(あとは借款)とする同プランは、西ヨーロッパ諸国のドル不足解消におおき役立つものであったが、同プランの実施中はIMF融資が併給回避措置として中止されたことから、奥(オーストリア)、ベルギー・ルクセンブルク、丁(デンマーク)、仏、西ドイツ、希(ギリシア)、アイスランド、伊、蘭、ノルウェー、葡(ポルトガル)、瑞典(スウェーデン)、土(トルコ)の13ヶ国と英ポンド圏諸国は、1950(昭和25)年9月19日、マーシャル・プランの受け皿とし

て成立していたOEEC（Organization for European Economic Cooperation, 欧州経済協力機構, 1948年4月16日成立）の下部機構として、EPU（European Payment Union, 欧州支払同盟）を発足させた。「アメリカは基金として3億5,000万ドルを出資したが、支払同盟内では1ドルと等価のEPUで決済することにした。各国中央銀行は毎月バーゼルの国際決済銀行に債権、債務を持ち込み、多角的に相殺した。残高の一部は金で決済し、残りはEPUへのクレジットとした。はじめは金40%, クレジット60%だったが、次第に金の比重が大きくなり、1955年7月以降は金75%, クレジット25%となった。それだけ西ヨーロッパ諸国の決済の自由化がすすんだ」<sup>80)</sup> わけである。

日本が1951（昭和26）年調印のサンフランシスコ講和条約にもとづいて独立を回復したのは、ポツダム宣言の受諾から実に6年8ヶ月後の52（昭和27）年4月28日であった。そのほぼ1ヶ月後の5月29日、日本はIMFとIBRDに正式に加盟した。IMFへの出資割当は2億ドルで、「政府は占領軍の接收から解除された日銀保有金15トンを利用して責任を果たした。翌1953年5月11日、国際通貨基金理事会は1ドル=360円から換算して日本円の金平価を1円=2.46853ミリグラムと決定した」<sup>81)</sup>。しかし、1ドル=360円という日米IMF平価は、そう簡単に決定されたわけではない。というのも「円と外貨とのあいだには一定の相場は存在」せず、「商品ごとに異なり、同じ商品でも時期によって変化した」<sup>82)</sup>からである。日本の為替相場は、戦時中より外国との貿易がほとんど皆無になった結果として事实上消滅状態となっていたが、戦後になって、占領軍が保有していたドルと円とのオフィシャル・レートという形態で復活をみるようになった。それは終戦直後には1ドル=15円であったが、1947（昭和22）年3月には50円、48（昭和23）年7月には270円と推移し、翌49（昭和24）年4月になつてようやく、上記の360円に落ちついたのであった<sup>83)</sup>。

1ドル=360円の平価決定へといたるプロセスについて、やや詳しくみておこう。「当時の日本政府は単一為替相場の設定はある程度インフレが収まってからとの立場だったが、占領軍は逆だった。単一為替相場を早急に設定すれば、インフレの収束が促進されるのではないか」と考えた。そして、当時の日本に単一為替相場の設定が可能かどうか、可能だとすればどういう数字になるか、の調査をアメリカ連邦準備制度理事会の統計調査局次長ラルフ・ヤング博士に依頼した」<sup>84)</sup>。円相場政策に関する特別調査団（ヤング使節団）は1948（昭和23）年5月20日に来日し、「10月1日までに単一かつ一般的な為替相場を設定すべきだと占領軍に対する勧告」<sup>85)</sup>を盛り込んだ報告書を6月12日に作成した。しかし、ヤング勧告はすぐには実施されなかった。為替相場の確定には「輸出入などに対する補助金を廃止もしくは削減した超均衡予算の編成が前提になる」<sup>86)</sup>ためであった。予算の編成作業はジョゼフ・ドッジ財政顧問の手に委ねられた。世にいうドッジ・ライン（Dodge's line）である。彼の内示案は1949年4月20日、ほとんど無修正のまま第3次吉田茂内閣（49年2月16日～52年10月29日、池田勇人蔵相、一万田尚登日銀総裁）の政府原案として国会に提出され、可決した。いわゆるドッジ予算こと、超均衡型昭和24年度予算の成立である。単一の円・ドル為替平価

が正式決定をみたのは、ドッジ予算成立直後の4月23日であった。同日、GHQ(General Head Quarter, 連合軍総司令部)は1ドル=360円の単一為替相場を設定、25日より実施する旨を発表した。指令を受けた大蔵省は25日、1アメリカ・ドル=360円を告示した<sup>87)</sup>。

終戦後の約15年間は、アメリカ合衆国まさに独壇場であり、同国は世界経済の牽引国であった。そのアメリカに翳りがさすようになったのは、1960(昭和35)年ごろからである。兆候はふたつの局面にあらわれた。ひとつはアメリカからの金流出である。それは50年代にもあったが、目にみえて増大を示すようになったのが60年代であった。もうひとつは、金のドル建て市場価格である。ロンドン金市場(54年3月22日再開)において、金1オンスが35ドルの公定価格を超えて騰貴はじめたのは、1960年7月のことであった。

第9表 アメリカの金・外貨準備高の推移(純金換算)

年	保有量	指 数	年	保有量	指 数
1945(昭和20)	17,831	100.0			
46( 21)	18,243	102.3			
47( 22)	20,220	113.3			
48( 23)	21,544	120.8			
49( 24)	21,707	121.7			
1950( 25)	20,178	113.1	1960(昭和35)	15,821	88.7
51( 26)	20,326	113.9	61( 36)	15,060	84.4
52( 27)	20,663	115.8	62( 37)	14,269	80.0
53( 28)	19,631	110.0	63( 38)	13,859	77.7
54( 29)	19,366	108.6	64( 39)	14,132	79.2
55( 30)	19,331	108.4	65( 40)	13,191	73.9
56( 31)	19,602	109.9	66( 41)	12,935	72.5
57( 32)	20,312	113.9	67( 42)	12,805	71.8
58( 33)	18,290	102.5	68( 43)	12,814	71.8
59( 34)	17,335	97.2	69( 44)	13,010	72.9
			1970( 45)	10,398	58.3

資料：前掲、鯖田『金(ゴールド)が語る20世紀』248頁、289頁に掲載の表による。

注：1) 保有量は、1945年～59年の分は牧野純夫『円・ドル・ポンド』(新書青版403、岩波書店、1960年)から、60年以降の分は日本銀行外国局『外国経済統計年報』(1964年版)および経済企画庁『国際経済要覧』(1969年版、71年版)から鯖田氏が算定したものによる。

2) 鯖田氏の表はキログラム単位であるが、便宜上100キロ以下を切り捨ててトン単位とした。

3) 指数は吉田の算定で、1945年を100とし、小数第2位以下切り捨て。

アメリカは1960年代になると、金以外の外貨を公的準備に含めるようになる。しかし、アメリカの金・外貨準備に限っていえば、そのほとんどを金の現物が占めていると考えてよい。というのは、例えば1970(昭和45)年時点の金・外貨準備でさえ、それに占める金の割合は

94.6%の高水準を保っているからである。第2次大戦中に大量に集積されたアメリカの公的金準備は終戦後も増大をつづけたが、1949（昭和24）年のピークを境として漸減を示すようになった。終戦の年の1万7,831トンを割り込んだのは、最高点到達から10年後の1959（昭和34）年である。以後アメリカの金準備は、80台後半から70台前半への指数の低下に示されるように、急激に減少していった。流出先は西ドイツやイスラエルなど、主要国の中央銀行であった。鯖田氏の計算によれば、1955年、60年、65年、70年の4つの時点における上記3国の金・外貨準備（純金換算、トン、カッコ内は1955年を100とする指数）は、以下の表のとおりである<sup>88)</sup>。

第10表 金・外貨準備の推移

国 別	1955年	1960年	1965年	1970年
西 ド イ ツ	2,608(100)	5,974(229)	5,645(216)	11,050(423)
ス イ ス	1,641(100)	2,065(125)	2,882(175)	4,561(277)
日 本	683(100)	1,620(237)	1,685(246)	3,305(483)

一方、1960（昭和35）年7月以来ジリジリと上昇をはじめていたロンドン市場の金価格は、10月20日になって暴騰した<sup>89)</sup>。英・仏・西独・伊・蘭・白・瑞・米の8ヶ国は61年11月、一定比率で抛出し合った2億7,000万ドルの金をイングランド銀行に預託し、同行を通じて市場に供給させた<sup>90)</sup>。金を売り浴びせることによって、価格上昇圧力の減殺をはかったのである。しかし、事はそれで終わらなかった。ポンド再切り下げ<sup>91)</sup>直後の67年11月22日、そして12月12日、さらに翌68年2月29日と、激しいゴールド・ラッシュがロンドン、パリなどの金市場でつぎつぎと巻き起こったのである。3月10日、BIS中央銀行総裁会議（バーゼル）は現行金価格維持に関する声明を発表したが、15日、ロンドン金市場は閉鎖された（4月1日再開）。17日、フランスを除く金プール7ヶ国・中央銀行総裁会議がワシントンで開催され、公定価格と市場価格の並存を公認する金の二重価格制度の採用、金プール協定の廃止を決定した（『ワシントン協定』）。一連のゴールド・ラッシュの「根底にあるのはドル不安」であり、また、「ドル不安はベトナム戦争の進行とも密接に結びついていた」<sup>92)</sup>。1968年3月31日、ジョンソン大統領（Lyndon B. Johnson, 1908-73, 第36代, 1963年-69年在任、民主党）は北爆（北ベトナム爆撃）の停止を声明、5月13日にはパリでベトナム和平会議が開催されたが、これらは事実上、アメリカの敗戦を意味するものであった<sup>93)</sup>。ドルの投げ売りによってドル建て金価格は上昇を開始し、次第にその度合いを強めていった。翌69年2月27日、パリ市場は金1オンス=46ドル32セントの史上最高値を記録した。

1968（昭和43）年5月以降はまた、ゴールド・ラッシュが下火となった反面で、通貨危機がポンドからフランス・フランへと飛び火した時期でもあった。投機筋がフランの投げ売りによって取得しようと狙ったのはドイツ・マルクであった。フランスは69年8月8日、ド・

ゴールから代わったポンピドゥー新大統領のもと、11.1%のフラン切り下げに踏みきった。1ドルは4.937フランから5.554フランとなった。一方、買い投機をこうむったマルクも、平価変更と無関係ではいられなかった。西ドイツ政府（キーリングガーチー首相、シラー経済相）は当初、ありうべき平価の変更はフランの切り下げのみでマルクの切り上げはないとの声明を発表していたが、9月にマルク投機が激化すると、為替市場の閉鎖（25日～29日）、為替相場支持介入の放棄＝相場変動の放置（29日決定、30日実施）など一連の緊急措置をへたあと、10月27日、マルクの9.29%切り上げをもって固定相場制度へと復帰したのであった（決定は24日）<sup>94)</sup>。米独間のIMF平価は、1ドル=4.00マルクから3.66マルクとなった。

以上のように、ポンドの切り下げはフラン投機の引き金となり、また、フランの切り下げはマルクの切り上げを誘発したが、それらヨーロッパ通貨の危機の背後にあったのは、実は基軸通貨ドルの危機であった。ドル危機はすでに1950年代の末頃から進行していた。それを隠蔽してきたのが欧州主要通貨の一連の動揺と平価の改定であった。真の問題はドルの状態であり、「ドルの過剰に対応する金の不足」<sup>95)</sup>だったのであるが、国際通貨危機であるドル危機の直接的対応策が登場したのは60年代も終わりになってであった。SDRである。これは、支払準備資産の補完のために、1969（昭和44）年のIMF・IBRD年次総会（9月29日～10月3日）の決定によりIMF内部に設けられた、特別引出権（Special Drawing Rights）という名の計算単位である。銀行券などの実体的通貨ではない（したがって、本券は存在しない）が、その「価値」は当初、アメリカ・ドルと同等のものとされた。つまり、1SDR=1ドル=金1／35オンス（0.88671グラム）である。翌1970年1月1日に総額約34億SDRの第1回配分が、また1971年1月1日には総額約29.5億SDRの第2回配分がそれぞれ実行に移された。しかしながら、ドル危機には一向に歯止めがかからなかった。

1971年4月のフランクフルト市場において、マルク目当てにドルを売る猛烈な投機が発生した。「ドル流入の激しさに、ドイツ連邦共和国は5月5日に外国為替市場を閉鎖した。イス、オランダ、ベルギーなどもドイツに追随した。5月9日（決定、10日実施—吉田）に外国為替市場が再開され、ドイツ、オランダは変動相場制に移行し、イス・フラン、オーストリア・シリングはそれぞれ平価を7.07%，5.05%平価切り上げた。同時に、ドル売り・円買い投機も従来にない規模になった。売り投機対象の英ポンドやフランス・フランすら買われ、米ドルの信認は著しく低下した」<sup>96)</sup>。「アメリカは公定価格で100億ドル（純金換算8,886トン706キロ）以上の金保有を絶対条件としていたが、実際の保有高がこれを割り込むおそれがでてきた」<sup>97)</sup>。ドル切り下げ（ドルの金平価=代表金量縮小の公式発表）近しのうわさと、金売却そのものの停止に対する危惧とが疾風のように各国を駆けめぐり、世界市場を席巻した。

1971（昭和46）年8月15日の日曜日は、国際金融ならびに世界経済の歴史におおきく刻まれる日となった。世にいう「ニクソン・ショック」である。午後9時、ニクソン大統領（Richard Milhouse Nixon, 1913-95, 第37代, 1969年-74年在任, 共和党）は「新経済政策（New

Economic Policy)」と称し、ドル防衛・景気刺激のための経済緊急対策として、輸入課徴金の賦課、物価・賃金の凍結とならんと、金・ドル交換の一時停止を「全米向けのテレビ・ラジオ放送で一方的に宣言した。IMFへの通告はその後」で、「日本やヨーロッパ諸国に何の連絡もない突然の発表」であった<sup>98)</sup>。約2ヶ月弱後の10月7日、物価・賃金の凍結が解除となり、輸入課徴金もスミソニアン合意(後述)2日後の12月20日に廃止されることになったが、「一時停止」とされたはずの金・ドル交換だけは2度と復活しなかった。こうして国際金為替本位制度としてのブレトン・ウッズ体制(旧IMF体制)は、四半世紀あまりの歴史を閉じたのである。

第11表は、アメリカの金準備と非アメリカ諸国の保有するドル(ドル建て債権、アメリカのドル債務)の関係をしたものである。兌換準備としてのアメリカの公的金準備全体をG、そのうちの法定金準備をG1、残りの余剰金準備をG2とし、また、非アメリカ諸国保有のドル総額をD、そのうちの政府その他の公的保有部分(公的ドル)をD1、民間保有部分(私的ドル)をそれぞれD2としてそれぞれあらわしてある。G = G1 + G2、D = D1 + D2である。

第11表 ドル残高と金準備高の推移

時期	年	G2とD	G2とD1	GとD	GとD1
第1期	1934(昭和9)～	G2 > D	G2 > D1	G > D	G > D1
第2期	1953(昭和28)～	G2 < D	G2 > D1	G > D	G > D1
第3期	1958(昭和33)～	G2 < D	G2 < D1	G > D	G > D1
第4期	1960(昭和35)～	G2 < D	G2 < D1	G < D	G > D1
第5期	1965(昭和40)～1971(昭和46)	G2 < D	G2 < D1	G < D	G < D1

資料：則武保夫「IMF体制」小野朝男・西村闇也編『国際金融論入門〔第3版〕』(有斐閣、1989年)所収(第10章)，168頁の「第8-1表 アメリカの金準備とドル債務」を一部省略・改変して転載。

注：この表は則武氏が、松村善太郎「国際流動性問題」村野孝・松村善太郎編『国際金融——通貨と制度』(有斐閣、1968年)所収(第5章)，123頁の「松村教授の表(「第5-1表 アメリカの対外準備ポジション」をさす——吉田)をもとにして、一部追加して作成」(前掲「第8-1表」下段の備考欄)したものである。

網かけ部分の変化を順次追っていけば明らかのように、1952(昭和27)年までは余剰金準備G2だけでも外国のドル債権全体Dを優に上まわっていた。これは、諸外国のすべてのドル保有者が束になって押よせても、アメリカの兌換能力は盤石・万全であったことを意味する。ドルは強力な金の裏づけをもっており、ドルに対する信任は揺るぎようがなかった。53年以降、G2はDを下まわるようになるが、公的保有部分D1にはまさるものであった。『IMF協定』上アメリカは公的機関からの請求に対してのみ兌換義務を有したから、注視すべきであったのは唯一D1の動向であり、民間保有の私的ドルD2でも、総額のDでもなかつた。アメリカは1964年までは「G > D1」の状態にあり、その立場は安泰であった。すべての金準備をかき集めるならば、公的ドルの兌換も何とか可能だったのである。ところが<sup>65</sup>(昭和40)

年以降になると、すべての金準備Gをもってしても、外国の公的保有部分D1の兌換が不可能な状態になる。しかも、民間保有者が手持ちのドルを当局に売却し、いつなんどき私的ドルが公的ドルに転化しないともかぎらない。D2のある部分は明日にでもD1へと転化され、D1の量が増大するかもしれない。これは、表中第4期の第3項目「 $G < D$ 」のDは、可能態としてはD1であり、「 $G < D$ 」はほとんど「 $G < D1$ 」の状態に近いものだったということである。金不足とドル過剰の表裏一体性であるが、実際にアメリカの金準備が公的対外流動債務をはじめて下まわったのは、1964年中においてであった。63年末156億ドル対144億ドルであった両者の関係は翌64年末に逆転し、154億ドル対158億ドルとなった。

国際通貨体制としてのブレトン・ウッズ体制を支えたのは、唯一の基軸通貨(key currency)となりえたドルであった。したがって、前者が動搖をきたしたのは、後者の危機からであった。ドル危機(Dollar Crisis)とはアメリカの国際収支危機、とくにその貿易・経常収支の逆転傾向(黒字減少ないし赤字増大)の裏返し的表現でしかないが、実物経済的には、ベトナム戦争にともなう海外軍事支出の増大、民間企業の対外投資の拡大および多国籍化、そして、日本やヨーロッパ諸国の労働生産性上昇によるアメリカ産業の競争力・輸出力の相対的低下、などを原因とするものである。

しかし根本的に問題となるのは、アメリカの国際収支危機が何ゆえに生じたのか、である。詳細は別稿にゆずるが、前もって結論だけを述べておくならば、その根本原因とは、軍事費などで巨額となった財政赤字=歳出超過分をまかなうためになされた、歳入補填公債の連銀引き受け=通貨増発と、それにもとづく国内物価水準の上昇であった。1960年代のアメリカには、ドルの増発と過剰流通によるインフレーションが発生していたのである。それだけではない。ドルは対外的にも過剰であった。それは、アメリカがドルを国際流動性(international liquidity)の供給という大義名分をもって垂れ流しつづけた後に生じた、あくまでも結果としての事態ではあったが、ドルという名の国際通貨は、供給されればされるほどアメリカ自身に跳ね返り、その兌換基礎を脅かす兇刃なのであった。それは、動機的ないし主観的には「国際公共財(international public goods)」(キンドルバーガー)でも、結果的ないし客観的には「負の」それ、いわば《国際公共マイナス財(international public bads)》でしかなかった。

ベトナム戦争は米国内のドルを過剰にしただけでなく、国外でのドルの累増をも助長した。というのも米軍は、海外で調達した物資・食料・燃料・労働力などに対し、ほとんどをドル(ドル紙幣、ドル建て債券)をもって支払いに当てたからである。ドルは国内通貨としても国際通貨としても過剰となっていた。ロンドン市場のドル建て金価格が高騰したのはそのためであった。ところがそれに対して講じられた措置は、『金プール協定』という市場領域=流通部面のみに視野をかぎった表層的なものでしかなかった。それは、金買い(ドル売り)投機筋に対抗的に金を売り浴びせるだけといった、小手先だけの対症療法であった。しかもそれは、原因そのものをとり違えた謬策でもあった。なぜならば、重視・矯正されるべきは金の「価格騰貴(uprise of price)」ではなく、ドルの「価値低下(downfall of value)」の方だった

からである。インフレーションによって、ドルは明らかにその価値ないし購買力(purchasing power)を低下させていた。金価格の高騰は、このドル減価の単なる反射物にすぎなかった。通貨によって代表される貨幣金属量(ここでは金量)こそが通貨の価値=購買力なるものの実体であり、したがって減価とは、通貨の代表金量が国民経済的な広がりにおいて縮小を強いられる事態<sup>99)</sup>、に他ならない。真の問題はアメリカ本国の「ドル事情」であって、欧州の「金事情」ではなかったのである。金プール諸国の一見英雄的な行動も、一時しのぎの糊塗・弥縫策に終始した。期待されたほどの効果は微塵も発揮されず、逆に『金プール協定』の方が挫折・解体する結果になったのは、まさに金プール諸国が、金とドルの関係を因果倒錯的に理解していたためであった。

## 5 ブレトン・ウッズ体制の崩壊： 固定為替相場制度から変動為替相場制度への移行

下落をつづけるドル為替相場を前にして、アメリカは各国に固定相場制度の再建・復帰を呼びかけた。多角的通貨調整会議は、G10先進10ヶ国蔵相・中央銀行総裁会議ならびに、その代理者で構成されるG10Dとしておこなわれることになった<sup>100)</sup>。会議は、ドルの金平価の切り下げをめぐって米仏がするどく対立し、一時は暗礁に乗り上げかけもしたが、米仏首脳の直接交渉<sup>101)</sup>をつうじてようやく事前合意をえた。最終調整は、1971(昭和46)年12月17・18(金・土曜日)の両日、ワシントンのスミソニアン自然史博物館でおこなわれた(スミソニアン会議)。会議は、アメリカの輸入課徴金の廃止、ドルの金平価の7.89%切り下げ(ドル建て金価格の切り上げ率としては8.57%)その他を決定、残りの9ヶ国も新たな公定平価を採用することで最終合意にたつした<sup>102)</sup>。これを「スミソニアン合意(Smithsonian Accord)」といい、調印内容を『スミソニアン協定(Smithsonian Agreement)』という<sup>103)</sup>。各国は、新平価であるスミソニアン平価(Smithsonian parity)の上下各2.25%(計4.5%)、『IMF協定』のnarrow bandに対してwider bandという)を許容変動範囲とする新しい固定為替相場制度<sup>104)</sup>を採用することになった。スミソニアン平価を決定した国は、同年12月30日までに107ヶ国にのぼり、内訳としては、自国通貨の対ドル平価を切り上げた国58ヶ国、切り下げた国7ヶ国、不变42ヶ国であった。主要国についてのみ列挙すれば、以下のようになる。

1 ドル=1／35オンス→1／38オンス : 7.89%の切り下げ<sup>105)</sup>

1 ドル=360円 →308円 : 16.88%の切り上げ

(金平価予定切り上げ率は7.66%)

1 ドル=3.66マルク →3.22マルク : 13.58%の切り上げ

(金平価予定切り上げ率は4.61%)

1 ドル=0.42ポンド →0.36ポンド : 8.57%の切り上げ(金平価不变)

1 ドル=5.55フラン →5.12フラン : 8.57%の切り上げ(金平価不变)

ところが、スミソニアン体制の寿命は短かかった。翌1972（昭和47）年6月になると、激しい売り投機がポンドを急襲した。23日、イギリスは変動相場制への移行を発表するとともに為替市場を閉鎖（27日再開）、同日これを受けて、ヨーロッパ各国も為替市場の閉鎖に踏みきった（28日再開）。24日、東京外国為替市場も閉鎖となり（29日再開）、東京証券取引所の株価までが国際通貨不安から暴落、242円という驚異的な下げ幅を記録したが、72年後半の国際金融情勢は意外にも小康状態をたもった。

事態が急変したのは翌1973年1月22日、イタリア・リラからスイス・フランへの乗り換え投機（リラ売り・フラン買い）によって、イタリアが二重為替市場制に移行したことからであった。翌23日、スイス当局は市場介入を停止し、事実上の変動相場制に移行した。2月1日、フランクフルトを中心に欧州為替市場で巨額の投機的ドル売りが発生し、2日以降は東京市場にも波及した。これは、ニクソン大統領が和平協定調印（パリ、1月27日）を受けて、ベトナム戦争の終結を宣言（29日）した直後のことである。各国の金融当局は一斉に介入したが、効果はまったく発揮されなかった。2月10日（土曜日）、日本はドル売りの激化から東京市場をいち早く閉鎖、欧州の主要為替市場も、週明けの12日から一斉に閉鎖となった。同日アメリカは、ドルの10%切り下げ（1オンス=38ドルから42.22ドルへ）を含む対外経済政策に関する声明を発表した。

為替市場の再開は、ロンドン市場が2月13日、他の為替市場で14日であった。イタリアは変動相場制で市場を再開、東京市場も変動幅の制限を停止して再開され、事実上の変動相場となった。ドルを他の諸通貨に転換する動きは依然として激しく、一方、買われる通貨の中でも、円への圧力がとりわけ強かった。ドル全面安と円単独高の相乗効果によって、円建てのドル相場は瞬間値で、一挙に1ドル=263円まで進んだ<sup>106)</sup>。ドル安・円高の動きとしては、未曾有の規模と速さであった。

3月1日、鎮静化したものと思われた投機が、さらなる規模で再燃した。ドル売りは為替市場のみならず金市場にまでおよび、ロンドン金市場のドル建て金価格は1オンス86ドル付近まで高騰をみせた。2日、東京市場とともに欧州の主要為替市場は全面的に閉鎖となった。9日、拡大EC（1973年1月1日成立）加盟9ヶ国に日・米・加・スウェーデン・スイスを加えた拡大G14（14ヶ国蔵相・中央銀行総裁会議）がパリで開催され、国際通貨危機対策の集中協議に入った。また、かねてより統一的動向を模索していたECは11日、マルクの3%切り上げ（1マルク=0.285815SDRから0.294389SDRへ、14日決定、19日実施）のほか、「域内通貨については変動幅上下1.125%の固定相場を維持する一方、それ以外の通貨（米ドル、日本円など）には共同で変動相場に移行することで合意した」<sup>107)</sup>。さらに、16日再開の拡大G14会議は、当局が時期をうかがい秩序維持のための介入を継続するとのコミュニケを発表した。

週明けの3月19日をもって、各国の為替市場は一斉に再開された。イギリス・イタリア・アイルランドをのぞくEC6ヶ国では、市場再開と同時に共同フロート制が実施された。世

界の為替市場の主流は変動相場となった。26日、国際通貨制度改革問題を討議するために開催されたIMF・20ヶ国委員会蔵相会議（ワシントン）は、翌27日に共同コミュニケを発表して終了した。ここにスミソニアン体制は、1年3ヶ月の短命をもって潰え去ったのである。アメリカは、1オンス=38ドルという新比率での金交換を一度としておこなうことはなかった。その後の国際金融情勢としては、5月14日、ロンドン市場金価格が100ドルを突破したのを機に激しいドル売りが各地の為替市場で発生したが、ほかは概して平穏であった。3月の市場再開後、1ドル=264円10銭ではじまった日米為替相場は秋口までは大体264・5円ほどで推移した。

事態が重大な新局面をむかえたのは、第4次中東戦争（1973＝昭和48年10月6日勃発、11月11日停戦協定調印）を引き金として発生した第1次オイル・ショックによってであった。9月21日、『平価変更法修正法』への大統領署名がおこなわれ（発効は10月18日）、24日、IMF・20ヶ国委員会蔵相会議が国際通貨制度改革の大綱草案を発表した矢先の出来事であった。10月16日、OPEC（石油輸出国機構）加盟中のペルシャ湾岸6ヶ国は原油公示価格の21%引き上げを発表、翌17日にはOAPEC（アラブ石油輸出国機構）加盟10ヶ国が、10月以降毎月、石油生産の前月比5%削減をおこなうとの決定をなした。これをうけてメジャー（国際石油資本、セブンシスターズ）は23日、原油価格の30%引き上げを通告した。ペルシャ湾岸6ヶ国はさらに12月23日、翌年以降原油価格を約2倍に引き上げるとの共同声明を発表した。原油価格は10月半ばの1バレル=3ドル1セントから12月下旬の11ドル65セントへと段階的に引き上げられ、約4倍（3.86倍）となった。6ヶ国の産油量は世界の32%，輸出量にいたっては実に55%の高率シェアを占めていたから、石油資源にとぼしい日本のような非産油国への影響はとりわけ甚大であった<sup>108)</sup>。1968年の14億ドル以来、23億ドル（70年）、61億ドル（72年）と徐々に黒字額を増大させてきた日本の経常収支は、73年と74年に一挙に反転し、39億ドルおよび23億ドルの赤字を記録した。それまで1ドル=260円台であった為替相場も、オイル・ショック以降一気に300円付近まで円安がすすみ、74年初頭から75年末の間、一貫して280円台から300円台で推移することになった。

別稿でも強調したように、変動相場制は正確にいえば「制度」（System）とは呼べない<sup>109)</sup>。それは固定相場制度という「制度」の消滅後に単なる新しい「事態」（Wesen）として発生し、存在を継続させているところの《無制度状態（non-systemic situation）》でしかないからである。以後為替相場は、各国の《物価水準》と《国際的取引関係》を反映して自在に変動することになる。各国の錯綜した《通貨購買力の状態》と《対外交易関係》とが、市場為替相場のダイナミックな変動に即座に影響することになったのである。ところが変動相場制は、こうした劇的な世界経済環境の変化のなかでとりあえず「採用」されたにもかかわらず、その後2回のIMF総務会暫定委員会<sup>110)</sup>をへて、1976（昭和51）年4月30日には「祖法」である『IMF協定』を改変させ、条文そのものに盛り込まれるまでになる（78年4月1日発効）。「ブレトン・ウッズ体制」、「スミソニアン体制」につぐ「海図なき航海」ともいうべき新体制、現

在までつづく「キングストン体制」の誕生であった。

## 第6節 変動為替相場制度と市場金価格

### ——管理通貨制下における為替相場と価格標準の一般的関係

ドル建てのふたつの金価格——公的価格としての法定平価（legal parity）と私的価格としての市場価格（market price）——の並存を放任する金の二重価格制が最終的に廃止をみたこと、このことが意味するのは、市場金価格が経済実勢を反映する現実的な価格として勝利したということである。為替相場にせよ金価格にせよ、現在にまでいたるそれらの自由かつ大幅な変動の基礎前提是、1971（昭和46）年8月のニクソンショックを待つまでもなく、すでにこの時点で事実上樹立されていたといってよい。そこで、1970年代以降の管理通貨制度のもとにおける為替相場と価格標準との関係、すなわち、変動為替相場と金価格、金という物品貨幣（commodity money）とドルという紙券通貨（paper currency）、それぞれの内的関連について整理し、小稿を閉じることにしよう。

まず、金価格という場合の「価格」の内容である。価格とは一般に、商品（貨幣商品以外の諸商品）に内在する「価値」が貨幣商品である金で「表現」されたもの、商品の内在価値が金そのものの量という「形態」をとって外化（外在化）したものである。商品価値とは、その商品を生産するのに投下された労働の結晶体ないし堆積物であり、商品の価値表現とは、表現される側（左辺）の商品に内在する労働としての「価値」が、表現する側（右辺）の商品物体「そのもの」として具現化されること、前者という不可視的存在を後者という可視的存在に転化する手続きである。価値とは労働量であり、価格とは金量に他ならない。カール・マルクス独自の用語によれば、貨幣商品とは、価値を内有する「価値物（Wertding）」であるとともに、目に見える価値、実在的価値として、同時に「価値体（Wertkörper）」でもある<sup>111)</sup>。「A商品1単位は金Xオンスに等しい」という場合、金Xオンスは、それ自体ですでにA商品1単位の「価格」であり、A商品1単位の「価値」がXオンスの金として「表現」され、金Xオンスという「形態」をまとめて可視化・具現化したのである。Xオンスという「金量」こそ、A商品1単位の「価格」に他ならない。ここから帰結されるのは、金は「価格」を付与する主体であっても、それを付与される客体ではないこと、金それ自身は「価格」なるものをもちえないということである。

しかし金市場においては、金は歴然と「価格」を与えられて、しかもさまざまな通貨建ての「価格」をもって実在している。たとえば、金1オンス=350ドル、金1グラム=1,000円などというようにである。より正確にいえば、前者はドル建ての「金価格」であり、後者は円建ての「金価格」である。さきの「価値表現」の手続きを適用すれば、金1オンスの中に含まれている「価値」がドルで「表現」され、350ドルという（紙製の）「形態」をまとっている、ということになるが、果たしてそうであろうか。答えは否である。金1オンス=350ド

ルといった式は、いかにも金（の価値）がドル（という通貨）で「表現」されたもののようにみえるが、実はここには金の「価値」もドルの「価値」も存在していない。あるのはただ、オンスという「重量単位」とドルという「価格単位」のみ、つまりふたつの単位「名称」のみである。金1オンス=350ドルや金1グラム=1,000円というのは、重量1／350オンスの金にドルという貨幣名称が、重量1ミリグラムに円という貨幣名称が与えられたまでのこと、なのである。

今度は、金1オンス=350ドルの式を逆転させてみよう。そうすれば、1ドル=金1／350オンスという式が得られる。人は一般にこれを、1ドルの「価値」が1／350オンスの金で「表現（測定）」されている式と考える。しかしそれは誤認・錯覚である。というのもそこには、1ドルの「価値」に相当する何ものもないからである。1ドル=金1／350オンスという式が意味をもつとすれば、それはただひとつ、1ドルは金1／350オンスを「代表する」ということ、1ドルは金1／350オンスの「代理（物）」である、というに尽きる。何らかの実体的裏づけがなければ、ドルをはじめとする紙券通貨が「内有する」とされる「価値（value）」や「購買力（purchasing power）」、さらには「支配力（command）」などといったしかつめらしい経済学的「専門用語（jargon）」はことごとく「わけのわからない言葉（jargon）」、無意味な空語でしかなくなる。「価値」と「金量」とはここでは完全に同義であって、1ドルの「価値」とは、1／350オンスという「金量」の単なる別名にすぎない。ここから、ドルが金を支えてきたのではなく、ドルの方が金によって支えられてきたのだ、という逆転的真相が明らかになる。ドルがそれ自体で「価値」をもちつづけてきたのではなく、金こそが自分自身をドルに反射させ、ドルに見かけ上の「価値」を与えつづけてきたのである。本来無価値物でしかないドルが有するとされる「価値」としての「光」、それは月光が実は日光であるのと同様に、有価値物としての金の「光」の反射したものにすぎないのである<sup>112)</sup>。

いかなる金本位国も、一定の金量を任意に法定し、それを国内価格体系の基準としていた。わが国の『貨幣法』（1897=明治30年制定）第2条が純金「二分」（750ミリグラム）「ヲ以テ価格ノ単位」と規定したようにである。これを「価格標準」と呼ぶことについては前述した。日本は金750ミリグラムを「円」と称したが、そうであれば金7.5グラムは10円、金7.5キログラムは10,000円となる。これは750ミリグラムという一定の「金量」を基準として、7.5グラムや7.5キログラムといった他の「金量」を計る（度量する）こと、ある金量がある一定金量の何倍かを算定することであって、価値比率や価値表現とは何の関係もない操作である。「価格標準」は国民通貨と金との関係、物品貨幣としての金に対する紙券通貨としての銀行券（ここでは兌換銀行券）の代表関係を示すものであって、金本位制度のもとにおいては固定され、一定不变のものであった。では現代において「価格標準」に相当するものはないのかというと、そうではない。今日のような管理通貨制度のもとでは、「価格標準」は不定となつたというにすぎない。現代の「価格標準」は、銀行の兌換窓口においてではなく、金市場において存在する。違いはただ、交換比率が常時変化する、というだけである。「価格標準」の不

定性は紙券通貨（不換銀行券）と金との量的側面にのみ関するものであって、もとより金との質的関係が切断され消滅してしまったことを意味するものではない。

さてキングストン体制の成立以降、金はあたかも本来の栄光の奪還を宣言するかのように、ドルをはるかなる下方へと突き落としていった。ドル建て市場金価格の上昇傾向である。それは行きすぎともいえる暴騰を一時みせはしたもの、反動的下落をへたあと、小刻みな変動をくりかえしつつほぼ一定の上位水準で安定を維持するようになった。これは、ドルの代表する金量ないしドルに反射している金そのものの量が趨勢的に縮小してゆく事態、いわゆるドルの「目減り」以外の何ものでもない<sup>113)</sup>。管理通貨制度はインフレーションの可能性を隨時的に秘めた通貨制度である。インフレーションとは、不換銀行券（兌換を停止された中央銀行券）の過剰流通によって一般的物価水準が騰貴する現象をいう<sup>114)</sup>。それは国家=政府による不換通貨の増発なしには発生せず、不換通貨による増大した需要が一般財に対して押し寄せることが契機となるが、同様の需要は貨幣商品としての金に対しても、また、金融商品としての外国為替<sup>115)</sup>にも押し寄せる。一般財も金も外国為替も、とにかく「商品（commodity）」であることによって、価格を次第に押し上げられてゆく。一般財の価格騰貴は当該不換通貨の「価値」ないし「購買力」の減少を、金価格の騰貴は当該不換通貨の「代表金量」の減少を、そして、外国為替の価格すなわち外国為替相場の騰貴は当該不換通貨による外貨「支配力」=取得量の減少、すなわち当該不換通貨「安」をそれぞれ意味する。第1のものは一般財の、第2のものは金の、第3のものは外国為替の、それぞれ「インフレーション（inflation）」にはかならない。それらは、正確な同時同率性においてではないにせよ<sup>116)</sup>、いずれの場合も等しく当該不換通貨の「減価（depreciation）」を帰結・実証するものである。

しかしながら、ブレトン・ウッズ体制は為替相場が「固定された（fixed）」システムであるがゆえに、国内的に発生したインフレーションが対外的な形で反映されない。国内通貨の減価が、外国為替相場の騰貴すなわち外貨に対する自国通貨安として発現しないのである。外国為替のインフレ的価格膨張（外貨高・インフレ国通貨安）という本来の姿は、ニクソンショックのあと、通貨金融当局の手をはなれた為替相場が自由に「変動する（flexible）」新しい国際経済環境のもとではじめて検証されることになる<sup>117)</sup>。

それだけではない。変動相場制は、ホットマネーという名の投機的短期資本（speculative short-term capital）の大量的跳梁を発生させることになった。ある時にはポンドの、またある時にはフランスやマルクの形態をとりつつ各國の為替市場を荒らしまわるホットマネー、その実体、本来の姿はユーロドル、すなわちアメリカの外に滞留する国際通貨としてのドルである。というのも、そもそもニクソン声明とは、自国通貨のドルが本国に出戻ってくることを、すなわち、アメリカが対外決済や支払いのためにいったん放出したドルが金との兌換を目指して本国に回帰してくることを、一方的に拒否・禁止するところの緊急措置だったのだからである。厖大な量の在外ドルは世界市場の路頭に迷うことになったが、その流通能力は失われなかつた。というのも、repatriationの機会をうしなったドルは勢いおおがかりな投機手段と

化し、主要各国の為替市場をつぎつぎと襲うことになったからである。この事実は、既存の経済理論に対して説明をせまることにもなった。ニクソン声明によって金との関連を断たれた「不換ドルの流通根拠」をめぐり、学界の関心が集中するようになった<sup>118)</sup>。詳細は「貨幣金融経済研究(その4)」を副題とする別稿にゆずるが、スマソニアン体制の崩壊によって変動可能となっていた主要各国の為替相場はこうして、自国通貨のインフレーションという内部要因からのみならず、ホットマネーという外部要因からも影響をおよぼされることになり、名目的変動と実質的変動とが錯綜・累乗する大幅な変動をこうむりうことになったのである。

〈完〉

1999年7月17日（土曜日）前編擷筆

1999年10月4日（月曜日）中編擷筆

2000年7月19日（水曜日）後編擷筆

〈付記〉小稿は平成11年度工学院大学総合研究所「一般研究費」(研究課題:「物価水準・利子率および為替相場への購買力平価説的アプローチ」)による研究成果の一端である。

## 註

- 74) 片山謙二「ブレトン・ウッズ協定」前掲『経済学辞典』所収、1,023頁左段、同「ブレトン・ウッズ協定」前掲『経済学辞典〔第2版〕』所収、1,182頁左段。
- 75) 同上。
- 76) ソ連(ソビエト社会主義共和国連邦)は、ブレトン・ウッズ協定に調印までしながら受託の段階で批准を済り、加盟を見送った。
- 77) IBRDはIMFより9ヶ月ほど早い1946(昭和21)年6月に営業を開始した。IBRDは世界銀行(World Bank)とも称され、被災国ないしは発展途上国に対する復興と開発のための資金を長期的に貸し付けることを業務とする。日本も1953(昭和28)年12月、「日本開発銀行を借り入れ人として、関西・中部・九州の3電力会社のための借款4,020万ドル」が成立したのを皮切りに、以後「八幡製鉄、愛知用水公団、道路公団、国鉄などにも実施され、1965年までに総額8億6,000万ドル(純金換算764トン257キロ)に達した」(前掲、鯖田『金(ゴールド)が語る20世紀』269頁)。「世銀からの借款は1966年8月調印の日本道路公団借款(1億ドル)が最後で、以後、新規借款はなくなった。1969年末の、日銀による世銀融資証書第1回買入れを契機に、日本は世銀に対して資金供給国になった」(同上書、299頁)。
- 78) 同、250頁-251頁。
- 79) 切り下げ率は「イタリアの8%からオーストリアの53.2%までさまざまであったが、イギリスと同じか、それに近い国が多かった」。「ドイツ・マルクも20%切り下げられ、1ドル=3.33マルクから1ドル=4.20マルク(1ドイツ・マルク=0.24ドル)になった。国際通貨基金に加盟していない共産圏を別とすれば、主要国で平価を変更しなかったのは、アメリカ、スイス、日本の3か国だけだった」(同、256頁)。
- 80) 同、272頁。EPUは1958年12月27日、ヨーロッパ主要12ヶ国の通貨の交換性が回復されたのと同時に自動的に解体され、29日、EMA(European Monetary Agreement、歐州通貨協定)があらたに発足する。「毎月の決済尻はクレジットによらず、全額金でおこなうことになった」(同、273頁)。

- 81) 同, 269 頁。
- 82) 同, 251 頁。
- 83) 前掲, 吉野『通貨の歴史』145 頁。日本は終戦直後から激しいインフレーションに見舞われた。大量の通貨発行と物価統制という戦時下の措置の矛盾が、戦後になって一挙に噴出したのであった。戦時中の 1941(昭和 16)年 3 月 3 日より『兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律』(3 月 3 日公布)が施行され、発券制度として「最高発行額屈伸制限制度」が採用された。また翌 42 年には、『日本銀行法』(2 月 24 日公布)が 3 月 20 日(1 条 ~ 60 条, 64 条 ~ 72 条)と 5 月 1 日(その他条文)に分割施行され、株式会社から出資金(1 億円、うち政府出資 5,500 万円)による特殊法人への改組とともに、『日本銀行条例・兌換銀行券条例・日本銀行納付金法・兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル件・金準備評価法』などの廃止がなされた。
- 1941 年の最高発行限度は 47 億円、42 年は 60 億円とされ、日本はこの 60 億円のままで終戦をむかえた。しかしこの制度は、限度以上の発券(限外発行という)を禁止したものではなかった。というのも日本銀行券の最高発行額は、上記 2 法により大蔵大臣が単独で決定できたからである。政府は赤字国債を任意に日銀に引き受けさせ、不換銀行券を無制限に増発してきた。終戦時点での発行高は 302 億円、45 年末 554 億円、「金融緊急措置令」公布・施行前日の 1946 年 2 月 16 日には 614 億円にのぼった(満州事変と金輸出再禁止のあった 1931 年末の発行高 13 億円、日中戦争が開始された 37 年末の 23 億円と比較されたい)。銀行券の市中累増は激烈な「戦後インフレーション」を発生させた。それだけではない。復興金融金庫(46 年 10 月 8 日公布・30 日施行の『復興金融金庫法』にもとづき 47 年 1 月 24 日設立、25 日開業)の放漫な貸付(復興金融金庫債=復金債の日銀引き受けによる)によって、『金融緊急措置令』で一旦鎮静化したインフレーションが再燃・激化したからである。1934 年 - 36 年平均を 1 とする卸売物価指数は、49 年で 209、53 年で 352 であった(同上書、138 頁 - 139 頁、145 頁)。
- このいわゆる「復金インフレ」は、連合軍最高司令官財政顧問となったデトロイト銀行頭取ジョゼフ・ドッジ(Joseph Morrell Dodge, 1890-1964) ——ロイヤル陸軍長官とともに 1949 年 2 月 1 日来日 —— が 3 月 7 日に発表した「経済安定 9 原則」の具体化構想(ドッジ・ライン)にもとづいた、復興金融金庫の新規融資停止(10 月 7 日)などの諸措置によってようやく終息することになった(ドッジ・デフレ、『復興金融金庫法』は 51 年 3 月 31 日、『日本開発銀行法』の公布・施行とともに廃止される)。
- 84) 前掲、鯖田『金(ゴールド)が語る 20 世紀』252 頁。
- 85) 同上。
- 86) 同上。
- 87) 日米平価がどのような根拠をもって最終的に 1 ドル = 360 円となったのかは、いまだに謎のままである。しかしこの決定にいたる前の公的な動きとしては、つぎのよう事例がある。3 月 29 日、アメリカの「国際金融問題に対する国家諮詢委員会」が国務省と陸軍省に向けて、1 ドル = 360 円の早期設定を勧告している。また、貿易庁は輸出品について、上限を 1 ドル = 600 円から 450 円へ(2 月 1 日)、さらに 425 円へ(3 月 25 日)と段階的に引き下げる一方、輸入品に関しても 4 月 7 日に、複数の比率を 1 本化して 330 円に統一する措置をとった。
- 88) 前掲、鯖田『金(ゴールド)が語る 20 世紀』289 頁に掲載の表による。
- 89) この前後、1959 年 1 月に革命を達成したキューバによる米国資産の国有化(8 月 7 日)、イラク・イラン・サウジアラビアなどによる OPEC(石油輸出国機構)の結成(9 月 14 日)、ケネディー(John Fitzgerald Kennedy, 1917-63)の第 35 代大統領当選(11 月 8 日、在任 1961 年 - 63 年、民主党)など、世界史的な出来事が発生している。金価格の暴騰は、アメリカがキューバ向け輸出を全面禁止した翌日のことであった。
- 90) これを『金プール協定』といい、先の 8ヶ国を「金プール(協定)国」と呼ぶ。
- 91) 11 月 18 日、1 ポンドは 14.3% 切り下げられ、2.8 ドルから 2.4 ドルとなった。イギリスは公定歩合のたびかさなる変更、先進 11ヶ国中央銀行・BIS・米国輸出入銀行との緊急借款 30 億ドルの協定締結(64 年 11 月 25 日)、スタンダード・バイ・クレジット 10 億ドルの IMF からの全額引き出し(同年 12 月 2 日)などの措置を講じていたが、ポンドの安定効果は薄かった。また、切り下げ 4 日前の 11 月 14 日には、IMF からの

新規借款を前提として、既存借款分の返済資金2億5,000万ドルをBISを通じて主要国から調達している。新規借款14億ドルは、主要国中央銀行からの追加借款15億ドルとともに、切り下げ後の23日に交渉が成立した。

- 92) 前掲、鯖田『金（ゴールド）が語る20世紀』292頁。「北ベトナムに対するアメリカ軍の爆撃が開始された1965年2月7日当時の南ベトナム駐留米軍は2万人だったが、1967年には50万人を越していた」（同上書、292頁－293頁）。
- 93) アメリカの北爆停止に関しては、「CBS イブニングニュース」の中でキャスターのクロンカイト（Walter Cronkite, 1916-）が表明した「私個人の意見」（後掲書、326頁）の決定的な影響があったという。「1968年、テト攻勢後のベトナムを取材したレポートをクロンカイトは『アメリカはこの戦争に勝つことはできない。交渉によって解決すべきだ』という趣旨のコメントで締めくくった。戦争の段階的拡大を進めてきたジョンソン大統領は『クロンカイトを失ったということは、アメリカの主流を失ったも同然だ』と呟き、その5週間後、北爆の一時停止を発表、自らの大統領選不出馬も表明した」（浅野輔「訳者あとがき」ウォルター・クロンカイト『20世紀を伝えた男——クロンカイトの世界』浅野輔訳、TBSブリタニカ、1999年所収、500頁）。詳しくは同書の第10章「ベトナムの悪夢」を参照されたい。
- 94) これはブラント新政権のもとでおこなわれた。総選挙は為替市場閉鎖中の9月28日に実施され、「10月21日、社会民主党（SPD）のブラントを首班とする連立内閣が成立」した（前掲、鯖田『金（ゴールド）が語る20世紀』294頁）。
- 95) 同、298頁。金とドルのリンクを基礎に固定為替相場制度を維持しようとするブレトン・ウッズ体制は、投機的目的として世界各国を跳梁跋扈する国際短期資本の出現を予想していなかったといってよい。国際短期資本はホットマネーとも呼ばれ、ポンドやフランやマルクなどさまざまに姿を変えて国際市場を暗躍するが、そうしたヨーロッパ諸国の通貨形態をとった投機的短期資金は、もともとはユーロ・ドラーなどの過剰ドルが転換されたものであった。国際的投機資本の本体は過剰国際通貨としての在外ドルである。
- 96) 同、300頁。
- 97) 同、301頁。
- 98) 同上。なおアメリカは、巨額の金を売却した1968（昭和43）年以後、スイスやイタリアなど若干の国とのわずかな金交換にしか応じていなかった。停止の公式発表は時間の問題とみなす向きもあったが、大方の予想はドルの切り下げ（金価格の切り上げ）であった。
- ニクソン声明は日本時間では16日（月曜）午前10時で、東京外国為替市場はすでに前場（ゼンバ、午前の取引をいう）を開始していた。声明が発表されるや、市場にはドル売りが殺到した。変動相場制になればドルは当然下落する、高いうちにドルを円に転換しておこうとの思惑からであった。当局は平衡操作により、巨額のドル買いをもって為替相場を支えた。西欧諸国は軒並み16日以降の為替市場閉鎖を決定、対策の検討を急いだが、水田三喜男蔵相（第3次佐藤栄作内閣、佐々木直日銀総裁）は16日、為替平価を堅持する旨を発表、日本は先進国中唯一、17日（火曜）以後も市場を開きづけた。
- 西欧諸国のはほとんどは1週間後の23日（月曜）、市場再開と同時に変動相場制を採用したが、フランスやベルギーなど二重為替相場制を導入した国もあった。日本の変動相場制移行は28日（土曜）であった。当日の終り値は1ドル=341円30銭、31日（火曜）は339円であった。その後ドル相場は、10月末329円、11月末には327円とゆるやかに下落していった。「ただし、この相場は完全な市場まかせでなく、大蔵省と日銀の連携による介入が産み出した」、「円切り上げを小幅にするための誘導相場」（同、303頁、305頁）である。
- 99) このように規定すると、つぎのような反論がかならず出てくる。1960年代のアメリカでは、物価水準の上昇はあっても金価格は不变であった、ドルはその代表金量を減少させていず、したがってドルの減価は生じていない、物価水準の上昇はインフレーションではなく、好景気（アメリカ経済が景気変動の上昇局面に位置していたこと）によるものである、以上である。しかし、アメリカ国内における金価格の不变性は、金が当局の公的管理下にあったからであり、ドルの金平価が実状（インフレ率）に合わせて切り下げられなかつたからである。金価格は制度上、上昇しようにも上昇できないものであった。ドルは減価してはいたが、金価格に反映されなかつたにすぎない。この場合、2国通貨の相対的減価比率としての代表金

量比率は、金価格の2国間比率によっては導出できない。2国通貨の代表金量比率、すなわちいわゆる「事实上の為替平価」は、両国物価水準の相対比率で測定する以外にない。両国物価水準の相対比率は購買力平価（purchasing power parity）をもって算定される。わたくしが購買力平価をもって2国通貨の代表金量比率とみなすのは、そうした理由からである。

実際アメリカは、1934年の『金準備法』におけるドルの金平価、1オンス=35ドルをそのまま44年の『IMF協定』に盛り込み、以後ずっと据えおいてきた。しかし指数的にみると、60年代半ばごろの物価水準は34年時の2.5倍ほどにまで上昇している。金1オンスは早々に、35ドルから90ドル近辺へと引き上げられるべきであったといえる。

- 100) G 10はGroop of Tenの略で、10ヶ国とはアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、スウェーデン、カナダ、日本である。また、G 10 DのDはDeputiesの頭文字である。
- 101) 金1オンス35ドルから38ドルへの変更は12月13・14両日、アゾレス諸島におけるニクソン、ポンピドゥー両大統領の直接会談で内定した。

- 102) なお、SDRの対ドル比率は、20.63%切り上げられて1SDR=1ドルから1.2063ドルとなった。ドルの対SDR比率としては、1ドル=1SDRから0.82898SDRへ、17.11%の切り下げとなる。

ちなみに、スミソニアン会議で「最後まで難航したのは円の切上げ幅だった」。「日本側が切上げ幅は14~15%が限度であるとしたのに、アメリカ、ヨーロッパ勢は最低限17%程度の切上げでないと納得できないと対立した。日本の主張を強硬に押し通せば、会談が決裂しかねなかった。……日本側はアメリカとも根回したうえで、18日午後の会議の席上で1ドル=308円、16.88%の切上げを提案した。誘導されたものとはいえ、東京市場での直前の相場は1ドル=320円60銭（旧平価比円高10.9%）だった。かなりの譲歩なので、日本案は承認された」（前掲、鯖田『金（ゴールド）が語る20世紀』305頁、305頁-306頁）。大蔵省国際金融局長、財務官を歴任し、1971年3月の定年退官後同省の顧問となった柏木雄介氏は、会議2日目の模様をつぎのように述懐している。「昼食会にはいり、コーヒーの出るころになって水田大臣がコナリー（米国財務長官でスミソニアン会議の議長——吉田）に会いにみえた。私からコナリーに合図するとすぐ席をはずして2人で隣の控え室へ。水田大臣から1ドル308円、16.88%の切上げで最終的にまとめたいと申し入れ、コナリーも即座に了承、ついぶん長くつづいた円レート交渉も妥結した。この間5分」（柏木雄介『激動期の通貨外交』金融財政事情研究会、1972年11月、18頁）。

折りしも当時の日本は、沖縄返還という重要な外交交渉の途上にあった。太平洋戦争末期にアメリカに占領された沖縄は、日本が独立を回復した1952年以降も米軍支配下にあった。在日米軍の沖縄基地は、朝鮮戦争およびベトナム戦争時の重要拠点をなしたが、ジョンソン大統領による北爆停止声明（1968年3月31日）、ベトナム和平会議（5月13日、パリ）、ニクソン大統領によるベトナムからの米軍撤退発表（69年6月8日）など、平和への動きの中で軍事基地としての意義を低下させていた。『琉球諸島および大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定』いわゆる『沖縄返還協定』は、ニクソン・ショック前の71年6月17日に調印されたが、発効はスミソニアン合意後の72年5月15日であった。返還後の通貨交換は15日から20日にかけて、1ドル=305円基準で実施された。

最近、ベトナム戦争に対する米国自身の評価に顕著な変化がみられるという。以下に引用したのは生井英考氏の言である。氏は「ベトナム戦争と米国の『戦後』文化を見つめた『負けた戦争の記憶』（三省堂）」を2000年5月に出版した。「ベトナム戦争とは何だったと思うか——。『初対面の米国人からそう尋ねられたら「悲劇だった」と答えるのが最も無難だという現実。そこに米国社会の葛藤を感じます』」。『『米国社会がようやく、ベトナム戦争を「負けた戦争」と表現するところにたどりついたと感じました。これまでその表現は慎重に回避され、「誤った戦争」「悲劇」といった婉曲表現が使われてきたのです』』（テーブルトーク「ベトナム戦争から25年 負けを認める米国社会」『朝日新聞』2000年7月4日、火曜日付け夕刊、13面）。掲載期日の7月4日がアメリカ合衆国のIndependence Dayにあたることは言うまでもない。

- 103) スミソニアン合意以降を、「ブレトン・ウッズ体制」と区別して「スミソニアン体制（Smithsonian System）」と呼ぶ。
- 104) 日米平価1ドル=308円と日英平価1ポンド=733円を例にとれば、平価と支持点の差はそれぞれ6円93銭（計13円86銭）と16円49銭（計32円98銭），為替相場の変動幅は、1ドル=約301円ないし315

円、1ポンド=約717円ないし750円となる。為替当局は週明け20日の市場をあえて閉鎖し、翌日の火曜日をもって再開した。大量のドル売りのため、21日のドル相場は前週末比6円安の314円まで下落、許容範囲内に着地した。

- 105) ただしこの変更は、ニクソン大統領による『平価変更法』への署名（1972年4月3日）をへて、5月8日から実施された。
- 106) 「ドイツ・マルク、フランス・ Franc, オランダ・ギルダー、ベルギー・ フランなどは従来の金平価を維持し、米ドルに対しては11.1%切上げの固定相場制を継続、……従来から変動相場だった英ポンドとイスラエル・フランはそのまま、といった状態だった」（前掲、鯖田『金（ゴールド）が語る20世紀』313頁）。
- 107) 同上書、313頁－314頁。
- 108) 1973年11月の消費者物価と卸売物価の上昇率は前年同月比15.9%と22.3%で、当時は「狂乱物価」の異名をとった。これは74・5両年における春闘のペア率32.9%と13%に如実に反映されている。
- 109) 吉田賢一「『IMF体制』崩壊の論理——管理通貨制下の為替相場の研究（その1）——」地方金融史研究会編『地方金融史研究』第28号（全国地方銀行協会、1997年3月）所収、28頁、同「変動為替相場制と購買力平価説——管理通貨制下の為替相場の研究（その2）——」同上誌第29号（1998年3月）所収、22頁。
- 110) 第1回は1975年1月15・16の両日ワシントンで開催され、金の公定価格の廃止、金に代えてSDRを国際通貨制度の中心資産とすることなどを合意した。金の公定価格の廃止についてはすでに73年11月13日、バーンズFRB議長が、金の二重価格制の採用などを取り決めた68年3月の『ワシントン協定』の廃止を表明している。また、第2回は76年1月7・8の両日ジャマイカ共和国のキングストンで開催され、『IMF協定』第2次改正案が最終合意された（キングストン合意）。この取り決めを『キングストン協定』といい、この時期以降の国際通貨制度をキングストン体制（Kingston System）と呼ぶ。『キングストン協定』とは『IMF協定』第4条を改正し、将来における安定的かつ調整可能な平価制度への復帰を唱えつつも、73年以来現実のものとなっている変動相場を正式に承認したものである。キングストン体制については、小野朝男『国際通貨体制』（ダイヤモンド社、1976年）、佐美光彦『国際通貨体制』（東京大学出版会、1976年）の2著が詳細な検討と批判をおこなっているので、参照されたい。
- 111) 「価値体」という概念はマルクスによって何度も使用されているが、資本論辞典編集委員会編『資本論辞典』（久留間鯨造・宇野弘蔵・岡崎次郎・大島清・杉本俊朗編集、青木書店、1961年、縮刷普及版、1966年）には「価値体」という単独の項目ではなく、「価値物」の項に一度付隨的に登場するのみである。同項において、「労働が対象化された物」として「商品を見たばあい、商品は価値物ということになる」（同上書、45頁右段）との簡明な説明をあたえているのは三宅義夫氏であるが、氏は締めくくりの箇所で、「なお、マルクスは〈価値体〉（Wertkörper）という語も用いているが……、価値物といつても価値体といつても、いずれも無差別な人間労働の凝固物という意味である」（同、46頁左段）としている。しかしマルクスは、「価値物」規定を相対的価値形態にある商品にも等価形態にある商品にもあたえているが、「価値体」規定については後者にのみあたえしており、前者には一度も用いられていない。すくなくともこの事実からすれば、マルクスは両用語を異なる意味内容をもつ別の範疇として使いわけていることになる。
- 以上のことわざをわが国で最初に指摘した論文は、浅野敞「『価値形態』に関する一考察」和歌山大学『経済理論』第122号（1971年7月）所収である。浅野氏は「『経済学批判』、『資本論、初版』、『資本論、初版、付録』、『資本論、二版』に至る両範疇の変遷を考察することによって、『価値物』範疇と『価値体』範疇の区別と関係」（同上誌、1頁－2頁）を問い合わせ、つぎのように結論している。「『価値物』範疇は、商品の『本質』を規定する範疇」であり、「『価値体』範疇は、商品価値の『現象形態』を規定する範疇」である、「『価値物』は、『抽象的人間労働』が対象化（vergegensändlichen）または物質化（materialisieren）されたものとして規定され、『価値体』は、他の商品の『価値』が体化（verkörpern）されたものとして規定されているのである」（同、16頁）。
- 112) 対内的流通手段（internal or domestic means of circulation）としての国民通貨（自国通貨としての中央銀行券）にいえることは、対外的流通手段（external or international means of circulation）としての国際通貨（外国通貨としての外国為替）についてもいえる。外貨といえども邦貨とまったく同じように貨幣商品である金の代替的存在であり、金の「代理」としてのみ国際間あるいは外国国内を流通するのだからである。

113) このことは世間の一般的な観念では、既存の均衡状態の攪乱=不均衡化過程と映るかもしれない。しかし真相は逆であって、不均衡の解消、市場の均衡化を意味するものである。金の市場価格が上昇するのは金に対する需要が供給を上まわるからであり、増加した通貨購買力が超過需要となって、金の既存の供給量を襲撃するからである。供給サイドにたつ金は自己の「価格」を膨張させることによって増加購買力を吸収し、需要の超過性を解消しなければならない。価格の上昇は既存需要の削減と新規供給の誘発とを同時に実現するが、上昇が止まるのは、ふたたび需要と供給の一一致が達成されたときである。そこは均衡価格と均衡数量（取引量）を具備するあらたな「均衡点（point of equilibrium）」である。市場金価格の継続的上昇は、金に対する需給不均衡の解消プロセスであり、自由金市場の自律的再均衡化を実現する経済事象なのである。

金価格がマクロ的に上昇するのは、ミクロ的主体としての金供給者がその価格を引き上げるからである。販売者としての供給者による金価格の変更・改訂は、生身の人間の行為であるがゆえに時として行き過ぎもある。しかし販売者が価格を改訂するのにはそれなりの理由と動機が存在するのであって、彼らはまさに試行錯誤的に右往左往しながらも、結局は有機体としてのマクロ経済が要求する客観的水準へとみちびかれることになるのである。

114) 金本位制度のもとにおいても、悪鑄ないし貨幣匱乏から貶質本位貨幣が流通することによってインフレーションが発生した。しかしここで問題とするのはあくまでも1929年の世界恐慌以降に一般化した管理通貨制度下のインフレーション、すなわち金兌換が停止され、銀行券が流通過程外（市場外）に存在する銀行への逃げ道をうしなっている場合に生じるインフレーションである。

115) 「外国為替市場とは、外国の貨幣をそのまま金融商品として売り買ひする市場である」（岩井克人「二十一世紀の資本主義論」同『二十一世紀の資本主義論』筑摩書房、2000年所収、71頁、注11）。

116) これら三者のすべて、または任意の二者の正確な同時性ないし同率性に固執する立場がある。たとえば、物価水準の上昇と為替相場の下落に統計的なズレがある場合、購買力平価説は為替学説として失格であるとし、理論から排斥する立場である。しかしそれは、価格改訂をおこなう主体としての商人（一般商品、金、為替の所持者・販売者）を神にも比すべき合理的経済人と決めつけるところのいわゆる新古典派的ドグマによって、観察者としての頭脳が汚染されているからである。この立場を岩井氏は「経済学的思考」と名づけ、批判している。くわしくは岩井克人「<経済学的思考>について」同『ヴェニスの商人の資本論』（筑摩書房、1985年、ちくま学芸文庫版、1992年）所収を参照されたい。

117) もちろん国際収支という実物（経済）的要因によっても為替相場は変動する（実質的変動）。しかしその変動幅は、物価水準という貨幣（経済）的要因によるもの（名目的変動）ほど大きくはない。インフレ率格差と国際収支は為替相場の2大変動要因であるが、影響力の大きさとしては前者が圧倒的であって、後者は副次的なものである。ついでに注意しておくと、上記でわたくしは、インフレーションによる物価水準・金価格の上昇と為替相場の下落（自国通貨安）の同時的発現を論断したが、これに対してはいまだに、インフレーションによる物価水準・金価格の上昇と為替相場の下落とのあいだにはタイムラグがあり、輸入増大という国際収支要因が必然的に介在する、との根強い主張がある。この見解はブレトン・ウッズ体制のもとにおいては一定の妥当性をもつ。しかし同体制下では、国内インフレーション→輸入増大という事態はありうるが、輸入増大→為替相場下落という結果は実現されない。先の見解は、変動相場制度下では外国為替相場のインフレーション、すなわち自国通貨安という名目的な為替相場変動は国際収支という実質的な要因によって発生するということになるが、傍点部分が示しているように、これは定義矛盾におちいった非論理的な説明と言わざるを得ない。

118) わたくしは先の注112で、「外貨といえども邦貨とまったく同じように貨幣商品である金の代替的存在であり、金の『代理』としてのみ国際間あるいは外国国内を流通する」と述べた。しかしおかしくは、ニクソン声明までの国際通貨ドルの流通理由が米国の金兌換保証にあった、と主張したいのではない。国民通貨ドルは米国国内法による「強制通用力」に支えられて公的に流通する紙幣（fiat moneyとしての不換銀行券）であるが、国際通貨ドルとしては、「合意」によって私的に流通する信用貨幣（credit moneyとしての外国為替）である。後者の規定は、ニクソン声明以前も以後も変わらない。岩井克人氏のいうように、そこには「ドルを基軸通貨として使うという申し合わせがひとつとのあいだにあるわけでも、アメリカ政

府の強制があるわけでも、国際的な法令があるわけでもない」(前掲、岩井「二十一世紀の資本主義論」前掲書、49頁)。しかしそうであるからといって、岩井氏自身の見解——「世界中どこでも将来ひとびとがドルを基軸通貨として受け入れてくれると予想しているから」、「ドルが基軸通貨として使われづづけていくという『予想の無限の連鎖』があるから」(同上書、50頁)——も支持できない。氏の見解は現象的に成立している事実を日常観念として「叙述」したまでにすぎないからであり、また、ドルは「パパ抜き」でいうジョーカーとしての立場にあるでもないからである。

ドルにかぎらず国際化している通貨というものは、どれもみな一種の「手形(bill)」として流通しているのである。期限付きの貨幣支払い約束証書である一般の手形と決定的に異なるのは、それが無記名・無期限であり、一応のfinalityという属性さえ有している、という点である。ニクソン声明は、在外ドルによる金の引き出しを拒絶する措置ではあれ、アメリカ製品の引き出しまで拒否したものではない。ドルが今も主要な国際通貨として広範に流通しているのは、世界貿易に占めるアメリカのシェアが依然として巨大だからであり、多くの国々が現在もアメリカ製品を大量に輸入しなければならないからである。アメリカのメリットが無価値なドルによる対外決済の安易可能性にあるというのであれば、他の国々にも、取得したその無価値なドルによるアメリカ製品(一般商品のみならず土地、証券、金をも含めて)の購買可能性という同等なメリットがある、といつてよい。圧倒的な国際通貨としてのドルの流通性に翳りがさすのは、岩井氏が危惧するような、「基軸通貨ドル」の、「グローバル市場経済におけるインフレーション」(同、52頁)が発生した時などではない。それは、《国民通貨ドル》の、《合衆国市場経済におけるインフレーション》が発生した時、本国アメリカにおける一般物価水準のインフレ的上昇がハイパー化した時である。各國が相対的に独立している国際経済のもとでは、国際通貨ドルがいかに広範且つ大量に流通していくとも、強制通用力のある世界中央銀行券が存在しないかぎり「グローバル市場経済におけるインフレーション」としての《世界インフレーション》は発生しない。インフレーションとはあくまでも、一国的にしか生じえない通貨現象だからである。

最後に、いわゆる「不換ドルの流通根拠」を問う議論に関連して、掲め手から一言しておこう。岩井氏は、「1971年までは、専門の経済学者もふくめた多くのひとびとは、……ドルが基軸通貨であり続いているのは、アメリカ政府が……金との兌換を保証していたからだと信じていることができた。……だが、……ニクソン大統領は……この素朴な信心を一気にうち破ってしまうことになる。……ドルは金とのつながりをまったく失ってしまった。しかし、それにもかかわらず、世界中のひとびとはそのドルを基軸通貨としてあいかわらず使い続けたのである」(同、49頁)というように、アメリカの公的金兌換に依拠した議論を「素朴な信心」として皮肉る。しかしこれは、ニクソン声明以後の現実のもとで本格的な学問研究に着手した、その意味で《幸運な》人間だからこそ言える結果論であって、後知恵にすぎない。前掲書末尾の経歴によれば、氏はわたくしよりちょうど10歳年長、学年的には11年上であるが、氏が1969年6月の東京大学経済学部卒業後MITで経済学博士の学位を取得したのは72年6月であり、これはニクソン声明以降、すでに不換ドルが厳然と流通していた時期に当たっている。わたくしにしても岩井氏にしても、もしブレトン・ウッズ体制期からの研究者であったとすれば、氏のいう「素朴な信心」に支配されていたであろうことは、ほとんど確実と思われる。

(よしだ けんいち、本学助教授、経済学・経営学担当、貨幣論・日米金融関係史論専攻)